

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 6月24日
【会社名】	株式会社ミツバ
【英訳名】	MITSUBA Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長瀬 裕一
【本店の所在の場所】	群馬県桐生市広沢町一丁目2681番地
【電話番号】	( 0 2 7 7 ) 5 2 - 0 1 1 1 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	総務部長 青木 茂樹
【最寄りの連絡場所】	群馬県桐生市広沢町一丁目2681番地
【電話番号】	( 0 2 7 7 ) 5 2 - 0 1 1 1 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	総務部長 青木 茂樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

平成25年6月21日開催の当社第68回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月21日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 当社および子会社の事業領域の拡大ならびに多様化に伴い、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加し、条文の新設に伴い、号数の繰り下げと号数の表記変更を行うものであります。
- (2) 単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の単元株を100株と変更し、本条項の効力を平成25年10月1日からとする附則の新設をするものであります。
- (3) 取締役および監査役の退職慰労金制度については、平成21年6月26日に廃止しており、現状に即した内容にするとともに、役員報酬体系を経済情勢の変動に、柔軟に対応することを目的とした内容へ変更するものであります。
- (4) 執行役員制度について経営環境の変化に柔軟に対応し、機動的な経営体制構築を可能とするために内容を変更するものであります。
- (5) 補欠監査役の選任に関する規定を新設するものであります。
- (6) 上記の変更に伴い、条数、項数の繰り上げと表記方法の変更を行うものであります。

#### 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、日野昇、長瀬裕一、高原勝男、阿部登、高橋良和、三田賢一、阿久戸庸夫および伊藤智則の8名を選任する。

#### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役平井良幸の補欠監査役として武信幸を、社外監査役塚越紀隆および藤原晃の補欠監査役として星野陽司を選任する。

#### 第4号議案 取締役および監査役の報酬等内容改定の件

取締役の報酬額を各事業年度を対象とする年額4億200万円以内（うち社外取締役600万円以内）、監査役の報酬額を各事業年度を対象とする年額480万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

株主総会 決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	可決要件	決議結果
第1号議案 定款一部変更の件	36,942	52	0	(注)1 99.86	(注)2	可決
第2号議案 取締役8名選任の件				(注)1	(注)3	
日野 昇	35,667	1,327	0	96.41		可決
長瀬 裕一	36,920	74	0	99.80		可決
高原 勝男	36,460	534	0	98.56		可決
阿部 登	36,371	623	0	98.32		可決
高橋 良和	36,462	532	0	98.56		可決
三田 賢一	36,131	863	0	97.67		可決
阿久戸 庸夫	36,420	574	0	98.45		可決
伊藤 智則	34,766	2,228	0	93.98		可決
第3号議案 補欠監査役2名選任の件				(注)1	(注)3	
武 信幸	36,554	440	0	98.81		可決
星野 陽司	36,989	5	0	99.99		可決
第4号議案 取締役および監査役の報酬等 内容改定の件	36,825	169	0	(注)1 99.54	(注)4	可決

(注)1. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(注)2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2の賛成であります。

(注)3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注)4. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認ができた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上